

(高度注意義務)

## 7. 東京地裁 平成 11 年 9 月 13 日判決

(棄却、東京地裁平成 10 年(ワ)29305 号、金融・商事判例 1097 号 13 頁) TAINS コード Z999-0035

控訴審 東京高裁 平成 12 年 7 月 19 日判決 (棄却、東京高裁平成 11 年(ネ)6061 号、金融・商事判例 1097 号 9 頁) TAINS コード Z999-0036

上告審 最高裁 平成 15 年 7 月 18 日第二小法廷判決 (原判決破棄差戻：賠償額 4,228,100 円、最高裁平成 12 年(受)1394 号)

判例時報 1838 号 145 頁、TAINS コード Z999-0074

既に消費税の簡易課税方式の適用を受けている納税者の申告を、簡易課税制度選択不適用届出書の提出をしないで一般課税方式で申告をしたために発生した増加税分について、税理士職業賠償責任保険の免責条項の適用がないとした事例

### 事実の概要

税理士(原告 X)は、A社から委任を受けて、以前より簡易課税制度を選択して消費税の申告をしていたところ、簡易課税制度選択不適用届出書を提出することなく、一般課税方式によって算出された消費税額の方が簡易課税制度によって算出された税額よりも少なかったため、一般課税方式で算出された消費税の申告をした。この申告を受けて税務署長はA社に対して、申告された消費税額を簡易課税制度を適用して算出された消費税が正しいとして増額の更正をした。A社は、更正により増額された消費税相当額の損害を被ったとして、Xに対して損害賠償請求をした。

そこでXは、税理士職業賠償責任保険の保険会社(被告 Y)に対して、申告額と更正額との差額に相当する保険金の支払を求めて提訴した。

### 原審、控訴審判決の要旨

簡易課税制度の適用を受けているA社は、一般課税方式による申告をするためには、事業年度開始の前日迄に不適用届出書を提出する必要があったところ、それをしなかったため、もはや一般課税方式による申告を選択する余地はなく、簡易課税方式によるべきことが確定していたのであるから、この事件の免責条項2にいう「本来納付すべき税額」は簡易課税方式によって納付すべき税額として算出された税額とするとした。

また、過少申告が発覚し、本来納付すべき税額と過少申告に基づき納付した税額との差額を税理士が賠償し、その賠償金額を税賠保険でもって損害のてん補を受けることができるとすると、過少申告が発覚した場合でも、それが発覚しない場合と同様の経済的な利益を受けるとなり、過少申告の違法な行為を助長させる虞があることから、税賠保険での損害のてん補はできないとした。

### 最高裁判決の要旨

税理士が賠償すべき損害が不適用届出書の提出を怠ったという税理士の税制選択上の過誤により生じたものであるときには、依頼者に有利な一般課税方式が適用されないことにより、形式的にみて過少申告であったとしても免責条項の適用はないと解した。また、このように解しても、不正な過少申告にかかわった税理士が申告した税額と本来納付すべき税額との差額を依頼者に賠償し、その賠償に係る損害を税理士職業賠償責任保険によりてん補されることによって生じ得る納税申告に係る不正の助長を防止しようとする免責条項の趣旨及び目的に反するものではないとし、原判決を破棄し原審に差し戻した。